

吸収分割に関する事後備置書類

(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める書面)

2022 年 2 月 1 日

株式会社NATTY SWANKYホールディングス

株式会社ダンダダン

2022 年 2 月 1 日

株式会社NATTY SWANKYホールディングスと株式会社ダンダダンとの吸収分割に関する事項

東京都新宿区西新宿1-19-8 新東京ビル7F
株式会社NATTY SWANKYホールディングス
代表取締役社長 井石裕二

東京都新宿区西新宿1-19-8 新東京ビル7F
株式会社ダンダダン
代表取締役社長 井石裕二

株式会社 NATTY SWANKYホールディングス（旧商号：株式会社NATTY SWANKY）（以下、「分割会社」といいます。）と株式会社ダンダダン（以下、「承継会社」といいます。）は、2022年2月1日（吸収分割の効力発生日）をもって吸収分割（以下、「本件分割」といいます。）いたしました。

本件分割に関する事項につき下記のとおりご報告申し上げます。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日

2022年2月1日

2. 分割会社の手続の経過

(1) 反対株主の差止請求について（会社法第784条の2）

会社法784条の2による請求をされた株主はありませんでした。

(2) 反対株主株式買取請求手続きについて（会社法第785条）

会社法785条、社債、株式等の振替に関する法律155条2項及び第161条2項の規定により、株主に対し、2021年12月27日付で電子公告いたしましたが、株式の買取請求をされた株主はありませんでした。

(3) 新株予約権買取請求手続について（会社法第787条）

会社法第787条第1項第2号に要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第787条の規定による手続きは行っておりません。

(4) 債権者異議手続について（会社法789条）

本件分割に係る債務の承継は、重疊的債務引受の方法によっているため、本件分割に関し、会社法第789条の規定による手続は行っておりません。

3. 承継会社の手続の経過

(1) 反対株主の差止請求について（会社法第796条の2）

会社法796条の2の規定による請求をされた株主はありませんでした。

(2) 株式買取請求手続について（会社法第797条）

会社法797条の規定により、株主に対し、2021年12月27日付で通知いたしましたが、株式の買取請求をされた株主はありませんでした。

(3) 債権者異議手続について（会社法第799条）

会社法799条の規定により、2021年12月27日付で官報に公告するとともに、電子公告をいたしましたが、所定の期間内に異議申述をされた債権者はありませんでした。

4. 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本件分割の効力発生日をもって、本件分割契約書に基づき、分割会社の飲食事業に関する権利義務を承継いたしました。なお、本件分割により承継会社が分割会社より承継した資産及び負債の額（暫定額）は、次のとおりです。

資産： 2,752百万円（概算）

負債： 2,139百万円（概算）

5. 本件分割に係る変更の登記をした日

2022年2月3日（予定）

6. その他本件分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上